

一般競争入札(売上手数料率)による「清涼飲料水自動販売機設置事業者」募集要領

埼玉県浦和競馬組合では、次のとおり浦和競馬場内に清涼飲料水自動販売機を設置する事業者を募集します。

売上手数料率の一般競争入札により、自動販売機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領の各事項及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

1 募集の概要

(1) 募集物件

物件A:2号スタンド1階

所 在	さいたま市南区大谷場1-8-42
設置場所	浦和競馬場2号スタンド1階 ※ 設置場所は、別添「設置場所詳細図」を確認ください。
設置機種	紙カップ・紙パック・プラスチックカップ 自動販売機
使用許可面積	3.6㎡(4000mm×900mm) (範囲内であれば台数は問わないが、2台以上設置し、そのうち1台以上は災害支援型自動販売機とすること。使用面積にはベース・放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。自動販売機本体の設置範囲は4000mm×850mm以内とする。)
販売価格	紙パック・プラスチックカップでの販売は1個120円以上とし、紙カップでの販売は1杯160円以上とすること。また、各台で異なる品目の飲料を販売すること。紙カップ・紙パック・プラスチックカップの組み合わせは問わないが、 <u>複数の種類の販売機を設置すること</u> 。ペットボトル・カン・ビンの販売は認めない。

物件B:3号スタンド1階

所 在	さいたま市南区大谷場1-8-42
設置場所	浦和競馬場3号スタンド1階 ※ 設置場所は、別添「設置場所詳細図」を確認ください。
設置機種	紙カップ・紙パック・プラスチックカップ 自動販売機
使用許可面積	4.0㎡(1000mm×2000mm(2.0㎡)×2箇所) (1箇所につき1台とする。そのうち1台以上は災害支援型自動販売機とすること。使用面積にはベース・放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。自動販売機本体の設置範囲は800mm×2000mm以内とする。)
販売価格	紙パック・プラスチックカップでの販売は1個120円以上とし、紙カップでの販売は1杯160円以上とすること。また、各台で異なる品目の飲料を販売すること。紙カップ・紙パック・プラスチックカップの組み合わせは問わない。ペットボトル・カン・ビンの販売は認めない。

物件C:3号スタンド1階

所 在	さいたま市南区大谷場1-8-42
設置場所	浦和競馬場3号スタンド1階 ※ 設置場所は、別添「設置場所詳細図」を確認ください。
設置機種	紙カップ・紙パック・プラスチックカップ 自動販売機
使用許可面積	4.0㎡(1000mm×2000mm(2.0㎡)×2箇所) (1箇所につき1台とする。そのうち1台以上は災害支援型自動販売機とすること。使用面積にはベース・放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。自動販売機本体の設置範囲は800mm×2000mm以内とする。)
販売価格	紙パック・プラスチックカップでの販売は1個120円以上とし、紙カップでの販売は1杯160円以上とすること。また、各台で異なる品目の飲料を販売すること。紙カップ・紙パック・プラスチックカップの組み合わせは問わない。ペットボトル・カン・ビンの販売は認めない。

物件D:3号スタンド1階

所 在	さいたま市南区大谷場1-8-42
設置場所	浦和競馬場3号スタンド1階 ※ 設置場所は、別添「設置場所詳細図」を確認ください。
設置機種	紙パック・プラスチックカップ 自動販売機
使用許可面積	1. 5㎡(1000mm×1500mm) (設置台数は1台とし、災害支援型自動販売機とする。使用面積にはベース・放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。自動販売機本体の設置範囲は900mm×1500mm以内とする。)
販売価格	紙パック・プラスチックカップでの販売は1個120円以上とすること。 紙カップ・ペットボトル・カン・ビン の販売は認めない。

(2) 使用許可による自動販売機設置

地方自治法(昭和22年法率第67条)第238条の4第7項(行政財産の使用許可)の規定に基づく使用許可とします。また、「埼玉県浦和競馬組合の行政財産の使用料に関する条例」に基づき、使用料を徴収します。

(3) 使用許可の期間

使用許可の期間は令和2年4月1日から令和4年9月30日までとします。自動販売機の設置は使用許可期間開始前に行うこととし、撤去に係る期間は、使用許可期間に含むものとします。

(4) 使用料

物件A 使用料 月額 15,003円(3.6㎡、税込)(予定)

物件B 使用料 月額 9,308円(4.0㎡、税込)(予定)

物件C 使用料 月額 9,308円(4.0㎡、税込)(予定)

物件D 使用料 月額 4,653円(1.5㎡、税込)(予定)

各物件の使用料は3ヶ月分を前納することとします。使用料は本組合が売上手数料の納入通知書を送付しますので、指定期日までに納入していただきます。

(5) 電気料・水道料

電気料 紙パック・プラスチックカップ販売機 1台につき 月額 1,201円

紙カップ販売機 1台につき 月額 3,940円

水道料 1区画につき 月額 979円

水道料は、水道栓を取り付けた販売機を設置した場合に限り請求します。

電気料・水道料は3ヶ月分を前納することとします。本組合が納入通知書を送付しますので、指定期日までに納入していただきます。

(6) 売上手数料および売上報告書の提出等

使用料・電気料・水道料に加え、自動販売機の売上に入札時に提示した売上手数料率を乗じて得た金額(円未満は切り捨て)をお支払いいただきます。

設置事業者は、売上状況を1ヶ月毎に取りまとめた売上報告書を、翌月の5日までに本組合に提出してください。本組合が3ヶ月ごとに発行する売上手数料の納入通知書を送付しますので、指定期日までに納入していただきます。

(7) その他

自動販売機設置の条件、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理等「使用許可書」の記載内容をすべて遵守していただきます。

回収ボックス内のゴミについては、設置者が回収してください。

紙カップ式自動販売機を設置することができる箇所は、水道栓が設置されていますが、自動販売機との接続にかかる費用は、設置者の負担とします。

複数の物件に入札することができます。複数物件への入札を希望する際は、入札参加申込書に希望する物件に複数の印をつけてください。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 「平成31・32年度埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録名簿」または「令和2・3年度埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録名簿」への登載があること。
もしくは、浦和競馬場内で売店を3年以上運営している実績を有する者。
- (3) 自動販売機の設置業務について、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去1年以内に、本施設の自動販売機設置に関して、使用許可条件に反する行為を行った者でないこと。

3 申込方法等

- (1) 申込方法 郵送のみとする。
- (2) 受付期間 令和2年2月10日(月)から2月17日(月)午後4時30分まで(必着)
- (3) 送付先
さいたま南区大谷場1-8-42
埼玉県浦和競馬組合 施設管理課
電話 048(881)1784
- (4) 申込みに必要な書類
 - ① 入札参加申込書(様式1)
 - ② 「平成31・32年度埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録名簿」または「令和2・3年度埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録名簿」への登載があることが分かる書類の写し
「浦和競馬場内で売店を3年以上運営している実績を有する者」の条件で参加する場合は、組合にて入札への参加資格を確認します。
 - ③ 誓約書(様式2)

4 質問及び回答

この入札について質問がある場合は、様式5の「質問書」を質問書に掲げる提出先にメールで提出すること。(送信後、電話で受信確認すること。)

- ・受付期間 令和2年2月7日(金)午後1時まで
- ・回答 令和2年2月10日(月)午後1時以降に、浦和競馬場ホームページに掲載する。

5 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札の日時 令和2年2月28日(金) 午前10時30分
- (2) 入札及び開札の場所 埼玉県浦和競馬組合事務所2階 大会議室
- (3) 入札の受付等
入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、御注意ください。
入札(開札)会場への入室は、各社(者)1名とさせていただきます。

6 入札の手続き

- (1) 入札方法
 - ① 入札は物件A、B、C、Dの順に行います。入札開始以降途中の辞退・退出はできません。
 - ② 入札書(様式3)には、売上手数料率をパーセント(小数点第2位まで)で記載してください。なお、売上手数料率は売上見込額に対する希望借受額(消費税相当額含む)の割合です。

最低制限売上手数料率は35.00%です。当該率に満たない割合を記載した場合、当該物件の入札を無効とします。

- ③ 入札書は封筒に入れて、提出してください。
- ④ 代理人による入札の場合は、委任状(様式4)を提出し、委任を受けた方の名前で入札してください。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 入札時に持参する書類
 - ① 入札書(様式3)及び封筒
 - ② 委任状(様式4)(代理人の方が入札される場合に必要です。)
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 一つの入札について同一の者がした二以上の入札
 - ③ 入札者の記名・押印のない入札
 - ④ 売上手数料率の記載が不明確な入札(売上手数料率の訂正は認められません。)
 - ⑤ 最低制限率に満たない率を記載した入札
 - ⑥ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定
 - ① 予定売上手数料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の売上手数料率をもって入札した者を落札者とします。
 - ② 落札となるべき同じ割合の売上手数料率の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
 - ③ 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。
- (6) 入札結果の公表
開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び売上手数料率の割合を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。
また、落札者についてホームページで公表します。

7 自動販売機の設置

落札者は、令和2年3月31日(火)までに自動販売機を設置してください。設置日時の詳細については改めて調整することとします。

期間までに設置できないことが明らかとなった場合は、使用許可の取り消し、及び埼玉県浦和競馬組合の入札への参加ができなくなることがあります。

8 その他

- (1) 提出された申込書等は返却しません。
- (2) 自動販売機の設置、撤去、維持管理(光熱水費等)及び原状回復に関する一切の経費は、自動販売機設置事業者の負担となります。

- 9 問合せ先 埼玉県浦和競馬組合 施設管理課
電話048(881)1784

関係書類

入札参加申込書(様式1)
誓約書(様式2)
入札書(様式3)
委任状(様式4)
質問書(様式5)
自動販売機の設置に関する使用許可書(見本)
設置場所詳細図

参考

(1) 平成30年度の開催日数

開催形態	開催日数	平均入場者数	開門および閉門時間
浦和本場開催	55日	3,334人	開門 9:30頃 閉門 17:30頃
南関東場外	218日	1,958人	開門 10:00頃 閉門 17:30頃 (昼間)
			開門 14:00頃 閉門 21:10頃 (ナイター)
JRA 場外	82日	7,964人	開門 9:00頃 閉門 17:00頃
計	355日	3,558人	

※開門および閉門時刻は目安であり、実際は開催時期によって異なる

※重複開催日(同日に2つの開催形態を実施すること(JRA場外→南関東場外ナイターのリレー発売等))を含む

(2) 平成31年度売上実績(10月~12月分)

種別	売上杯数および設置台数	売上金額
3号スタンド1階紙カップ式	21,629杯(4台)	4,988,700円
3号スタンド1階紙パック式	5,135個(1台)	640,930円
2号スタンド1階紙カップ式	5,613個(3台)	883,850円
2号スタンド1階紙パック式	2,949個(1台)	363,840円

※2号スタンドは2019年9月の供用開始